

## 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる公開すべき情報①から公開すべき情報⑤までの部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成22年 4月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、〇〇地区開発に伴う次に掲げる行政文書の公開請求を行った。

(1) 名古屋市が〇〇（以下「本件〇〇」という。）と結んだ基本協定（以下「本件協定」という。）に関し第 7条にある「実施協定」（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 本件協定第 9条にある「経営状況の報告」（以下「本件公開請求②」という。）

(3) 名古屋市と本件〇〇との定期借地権設定契約書に関し第 6条（保証金）の保証金〇〇円を本件〇〇が名古屋市に支払ったことを示す文書（以下「本件公開請求③」という。）

2 同年 5月17日、実施機関は、本件公開請求①に対して、〇〇地区開発提案競技に関する実施協定（以下「本件対象文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件対象文書に記載されている本件〇〇の印影、資金計画、建物の間取り、事業スケジュール、建築物の外壁材及び地域冷暖房施設の計画は本件〇〇の内部管理に関する情報であって、公開することにより本件〇〇の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため。

3 同年 4月15日、実施機関は、本件公開請求②に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

4 同日、実施機関は、本件公開請求③に対して、保証金納付済通知書（以下「通知書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

通知書に記載されている個人の氏名は、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

通知書に記載されている本件〇〇の印影は本件〇〇の内部管理に関する情報であって、公開することにより本件〇〇の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため。

5 同年 6月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、資金計画、建物の間取り、事業スケジュール、建築物の外壁材及び地域冷暖房施設の計画に関する情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件〇〇の〇〇地区〇〇開設は、名古屋市の進める「〇〇地区開発提案競技」に応募し進めているものであり、土地の確保も名古屋市からの50年間の定期借地権に基づくものである。このような事業の遂行において、本件非公開情報の公表は、本件〇〇に明らかに不利益を与えるものには該当しない。

(2) 事業の大筋は、事業主体の責任として公表すべきである。〇〇の開設は本件〇〇だけの問題ではなく、その成否は名古屋市等外部にも影響を与えるものである。

(3) 大店法、開発許可申請、特定建築物建設等の届出において、建物の間取りや事業スケジュール等は公開されている。愛知県において概略の間取り

や建築スケジュールを記した建築概要書は全面公開されている。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件〇〇の資金計画に関する情報については、本件〇〇が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすおそれがある。

2 建築物の間取り、建築物の外壁材及び地域冷暖房施設の計画に関する情報については、本件〇〇のこれまでの事業活動において蓄積された技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、盗用又は模倣され、本件〇〇の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれがある。

また、建築物の間取りについては、本件〇〇が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、竣工後において一般に開放されない部分に関する情報が公にされることにより防犯上の支障をきたすおそれがあり、さらに、建築物が未竣工である現時点においては、建築物の間取りから店舗部の計画並びに〇〇施設における各用途の部屋数及び面積等の計画を一部の関係業者のみに知られることにより、本件〇〇の行うテナント募集並びに建築物に付随する設備及び家具等の調達において、正常な競争に支障をきたすおそれがある。

3 事業スケジュールに関する情報については、本件〇〇の内部管理に関する情報であり、事業を進めるにあたり必要となる行政機関との協議等の手続の期限が公にされることにより、事業の進捗に反対する意思を持つ者による事業への妨害行為に利用され、法人の事業運営に支障をきたすおそれがある。一部の情報から他の手続を類推することができるため、スケジュール全体を非公開としている。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

本件非公開情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

##### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 2 本件協定について

本件協定は、名古屋市〇〇地区開発提案競技において、本件〇〇から実施機関に提出された提案書に記載されている事業内容の実現に関する基本的事項について締結されたものである。

## 3 本件対象文書について

本件対象文書は、本件法人が提案した施設の建設にあたって、必要となる事項を定めるとともに、提案書に記載されている事業内容の確実な遂行を図るため、本件協定を補完するものである。

## 4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件対象文書は、本件〇〇の〇〇地区における〇〇開設に伴う名古屋市との実施協定であるから、本件〇〇の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件対象文書のうち、本件非公開情報を公開すると、本件〇〇に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

### ア 資金計画に関する情報について

(ア) 資金計画に関する情報を公開すると、本件〇〇の取引先、今後の事業活動及び経営戦略が明らかとなり、競争上の利益が失われ、本件〇〇に明らかに不利益を与えると認められる。

(イ) しかし、別表に掲げる公開すべき情報①は、本件〇〇のウェブサイトにおいて明らかにされた情報と同じであり、本件〇〇が自ら公にしている情報であるから、これを公開しても、本件〇〇に明らかに不利

益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、資金計画に関する情報のうち別表に掲げる公開すべき情報①は、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

#### イ 建物の間取りに関する情報について

(ア) 建物の間取りに関する情報は、設計者のノウハウないし創意工夫が存在することは明らかであるから、これを公開すると、競争上の利益が失われ、本件〇〇に明らかに不利益を与えるとは認められる。

(イ) しかし、別表に掲げる公開すべき情報②は、本件〇〇のウェブサイトにおいて明らかにされた情報と同じであり、本件〇〇が自ら公にしている情報であるから、これを公開しても、本件〇〇に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、建物の間取りに関する情報のうち別表に掲げる公開すべき情報②は、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

#### ウ 事業スケジュールに関する情報について

(ア) 本件処分が行われた平成22年 5月17日時点では、事業スケジュールに関する情報は、本件〇〇の内部管理に関する情報であって、これを公開すると、本件〇〇の取引先や今後の事業活動が明らかとなり、競争上の利益が失われ、本件〇〇に明らかに不利益を与えたと認められる。

(イ) しかし、別表に掲げる公開すべき情報③については、現時点での工事の進捗状況から、容易に推測できる内容の記載であることから、これを公開しても、本件〇〇に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、事業スケジュールに関する情報のうち別表に掲げる公開すべき情報③は、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

#### エ 建築物の外壁材に関する情報について

(ア) 本件処分が行われた平成22年 5月17日時点では、当該外壁材を使用

する建築物を建設中であり、この段階で建築物の外壁材に関する情報を公開すると、設計者のノウハウないし創意工夫が明らかとなり、本件〇〇に明らかに不利益を与えたと認められる。

(イ) しかし、現時点において建築物の外壁材は工事の進行により外部から識別することが可能であり、一般に公開されている情報と考えることができることから、これを公開しても、本件〇〇に明らかに不利益を与えとは認められない。

(ウ) したがって、建築物の外壁材に関する別表に掲げる公開すべき情報④は、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

#### オ 地域冷暖房施設の計画に関する情報について

(ア) 地域冷暖房施設の計画に関する情報は、建物内部の設備であり、本件〇〇の内部管理に関する情報であって、これを公開すると、今後の事業活動が明らかとなり、競争上の利益が失われ、本件〇〇に明らかに不利益を与えたと認められる。

(イ) しかし、別表に掲げる公開すべき情報⑤は、当該施設に熱供給を予定している事業者のウェブサイトにおいて明らかにされた情報であり、本件〇〇と事業を共に行う事業者が公にしている情報であるから、これを公開しても、本件〇〇に明らかに不利益を与えとは認められない。

(ウ) したがって、地域冷暖房施設の計画に関する情報のうち別表に掲げる公開すべき情報⑤は、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

(4) 以上のことから、別表に掲げる公開すべき情報①から公開すべき情報⑤までの部分は、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 6月28日	諮問書の受理

6月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月29日	実施機関の弁明意見書を受理
7月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月30日	異議申立人の反論意見書を受理
平成23年 2月 8日 (第122回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月18日 (第124回審査会)	調査審議
平成24年 2月27日 (第135回審査会)	調査審議
3月 2日	答申

別表

公開すべき情報①	長期事業収支計画書（損益）	退職給与・減価償却引当特定資産の項を除く2003（15）の欄から2007（19）の欄まで
	長期事業収支計画書（資金）	2003（15）の欄から2007（19）の欄まで
公開すべき情報②	導入施設概要（1ページ目）	図中の説明部分
	導入施設概要（2ページ目）	図中の説明部分
公開すべき情報③	〇〇（〇〇）新築工事マスタースケジュール全体	H24（2012）10の欄からH26（2014）9の欄までの名古屋市の項からB－1敷地スケジュールの項まで及びH21（2009）9の欄からH27（2015）3の欄までのB－2敷地スケジュールの項を除く部分
公開すべき情報④	外観の変更事項	南東上空より望むの欄変更内容の項 3行目28文字目から38文字目まで並びに〇〇方面より望むの欄変更内容の項 6行目31文字目から38文字目まで及び中央右写真部分
公開すべき情報⑤	〇〇（〇〇）新築工事 提案書からの変更事項 建物概要	現在（変更後）の欄地域冷暖房プラント（DHC）等面積の項 補足事項の欄地域冷暖房プラント（DHC）等面積の項 1行目 7文字目から 2行目 1文字目まで、 3行目10文字目から 4行目 3文字目まで及び 5行目 1文字目から 5文字目まで 提案書からの変更事由の欄地域冷暖房プラント（DHC）等面積の項 3行目 7文字目から17文字目まで、21文字目から32文字目まで及び48文字目から56文字目まで
	〇〇（〇〇）新築工事 2009年 4月変更時点からの変更事項 建物概要	現在（変更後）の欄地域冷暖房プラント（DHC）等面積の項 補足事項の欄地域冷暖房プラント（DHC）等面積の項 1行目 7文字目から 2行目 1文字目まで 変更事由の欄地域冷暖房プラント（DHC）



		等面積の項 1行目 8文字目から11文字目まで、24文字目から30文字目まで、34文字目から45文字目まで及び 2行目 1文字目から7文字目まで
--	--	--